【厚生労働省】

【ご質問事項】

２　新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の充実・強化について

１　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について

・　感染状況を踏まえた必要な額を確保すること

・　財政基盤の脆弱な自治体についても十分な財源が確保できるよう配慮すること

２　リーマンショック時と同等以上の基金等を活用した「緊急雇用対策事業」を創設するなど積極的な経済雇用対策を講じること

回答）

〈緊急包括支援交付金〉

【医療分】

1. 新型コロナ患者を受け入れる医療機関をしっかりと支援していくことが重要であると考えており、医療分の緊急包括支援交付金については、これまでも、累次の補正予算等において、約3.9兆円を措置している。
2. また、緊急包括支援交付金において、昨年度の未執行分については、今年度も活用することとしている。

【介護分】

1. 介護について、令和３年度は、

①平時からの感染症対応の強化は介護報酬の引上げで対応し、

②感染者が発生した事業所等に対しては、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、かかり増し経費支援を行っており、報酬と予算など様々な対応を組み合わせながら、介護の現場をしっかり支援していく。

【障害分】

1. 障害福祉について、令和３年度は、

①平時からの感染症対応の強化は障害福祉サービス等報酬の引上げで対応し、

②感染者が発生した事業所等に対しては、予算事業において、かかり増し経費支援を行っており、

報酬と予算事業など様々な対応を組み合わせながら、障害福祉サービス事業所等をしっかり支援していく。

【児童福祉施設等分】

1. 児童福祉施設等については、令和２年度第３次補正予算の「保育対策総合支援事業費補助金」等において、引き続き、かかりまし経費等に対し補助を行うこととしており、この補助については、令和３年度においても活用可能としている。
2. 引き続き、国民の命と暮らしを守るという決意の下、各都道府県とも緊密に連携をしながら、必要な対策を進めてまいりたい。

〈緊急雇用対策事業〉

1. コロナ禍において、しっかりと暮らしと雇用を守っていくため、雇用調整助成金の特例等により事業主の雇用維持を支援するとともに、在籍型出向の支援や求職者へのきめ細かな就労支援に取り組んでいる。
2. 他方、緊急雇用創出事業について、足下の雇用情勢には厳しさがみられるものの、本年３月の有効求人倍率は1.10倍、完全失業率は2.6％と、ただちにリーマンショック時のような雇用創出のための施策を講じる状況にはなく、基金を活用した「緊急雇用創出事業」の実施は考えていない。

（参考）リーマンショックに対応するため、平成20年度第２次補正予算にて「緊急雇用創出事業」を創設。創設当時の平成20年12月の全国の雇用情勢は、有効求人倍率0.72倍、完全失業率4.4％、同時期の宮崎県の雇用情勢は、有効求人倍率0.47倍。

1. なお、地方公共団体の取組に対しては、内閣府の地方創生臨時交付金により支援しており、雇用創出の支援などにも活用可能となっている。

（参考）令和３年度における計画の提出期限は７月30日締切。

1. 引き続き、雇用情勢を注視しながら、新型コロナウイルスの影響から雇用を守るべく、全力で必要な対応を行ってまいりたい。